

令和3年第16回

札幌市教育委員会会議録

議案第3号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和3年第16回教育委員会会議

1 日 時 令和3年10月25日(月)10時00分～10時30分

2 場 所 STV北2条ビル6階 AB会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
委 員	中 野 倫 仁
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	丹 尾 結 子
生涯学習推進課長	村 上 玄 光
学校施設担当部長	松 原 和 幸
学校施設課長	前 田 憲 一
学校教育部長	相 沢 克 明
児童生徒担当部長	長谷川 正 人
教職員担当部長	三戸部 文 彦
総務課長	井 上 達 雄
庶務係長	松 平 健 次
書 記	村 上 彰 隆

4 傍聴者 3名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育センター条例施行規則及び札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案

議案第2号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

【開 会】

- 檜田教育長** これより、令和3年第16回教育委員会会議を開会いたします。
本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と石井知子委員にお願いいたします。
なお、佐藤淳委員より、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。
本日の議案第3号は議会の議案についての市長への意見の申出に関する事項でございます。
教育委員会会議規則第14条第4号の規定により、公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

- 檜田教育長** それでは、議案第3号は、公開しないことといたします。

【議 事】

- ◎**議案第1号 札幌市教育センター条例施行規則及び札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案**

- 檜田教育長** それでは、議事に入ります。
議案第1号「札幌市教育センター条例施行規則及び札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案」です。
なお、撮影については、冒頭の事務局説明が終了するまでといたしますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

- 生涯学習部長** 生涯学習部長の丹尾でございます。
議案第1号「札幌市教育センター条例施行規則及び札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則案」についてでございます。
本改正は、教育センター及び生涯学習センターの規則の別表に定めております、備付物件の使用料等についての改正でございます。
札幌市生涯学習総合センターちえりあ、こちらは教育センターと生涯学習センターが設置された複合施設でございますけれども、平成12年8月から供用を開始しておりまして、20年以上が経過し施設内の設備等が老朽化しているため、令和3年3月から令和4年1月まで施設の長寿命化等のため、改修工事を行っているところでございます。

この改修工事に伴いまして、規則の別表に定めます備付物件の更新や新規調達等を行いましたことから、当該備付物件の名称や使用料、セットの機器構成等の改正を行うものでございます。

規則改正の内容につきましては、新旧対照表にございますけれども、変更する物件が非常に多いことから、説明資料として一枚、別に御用意をしております。

A3 横の、右上に「説明資料」と記載のある一枚紙の資料を御覧ください。

教育センター、生涯学習センターといった施設や、音楽研修室、ホールといった区分ごとに、今回更新した物件名について、現在と改正後における使用料や摘要欄を比較して、1枚の表にまとめております。

なお、物件を新規追加するなど、今回の改正で新たに料金設定を行ったものにつきましては、黄色塗りにしております。また、物件を廃止したものにつきましては、改正後の欄を黒塗りにしております。

本改正案の内容は、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今の説明に対する御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○**中野委員** 今回、電球が LED に変わるところが結構ありますので、全体的に物件を新規に買い揃えたということですが、省エネについても図られたというように理解してよろしいのでしょうか。電気料金を安くといいますか、電気の使用量を減らすことを考えて整備されたということでしょうか。

○**生涯学習部長** 今回の改正につきましては、通常の電気の使用料ですとか、そういったものは含んでおりませんで、備付物件に関してのみの改正となっております。お部屋の使用料などにつきましては、今回は改定しておりません。

ただ、今回 LED に変わるなどして、電気料金が下がっていったものについては、今後の料金設定に反映させていくことになるかと存じます。

○**中野委員** わかりました。ありがとうございます。

○**道尻委員** 確認ですが、説明資料を拝見すると、新しい物件に変わっても、料金面では従前とほとんど変わらないということで間違いないでしょうか。

○生涯学習部長 はい。おっしゃるとおりでございます。受益者負担の原則に沿いまして、購入原価を耐用年数で割って算定しているのですけれども、今回の仕様で更新した場合に、これまでの使用料より著しく高額になる場合であっても、使用形態は大きく変わらないため、バランスを取るために料金は改定しないこととしています。

○道尻委員 ありがとうございます。

○檜田教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定させていただきます。

◎議案第2号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○檜田教育長 続きまして、議案第2号「札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の相沢でございます。私から、議案第2号について御説明申し上げます。

本案は、昭和38年教育委員会規則第12号、札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案でございます。

それでは、まず、改正に係る概要とその経緯等につきまして、議案書に添付しております「札幌市立豊成・北翔養護学校に関わる札幌市特別支援学校学則の見直しについて」という資料に沿って御説明させていただきます。

初めに、「1 豊成・北翔養護学校の直近の歩みと現行の学則について」でございますが、両校の直近の歩みといたしましては、平成4年に豊成養護学校を小・中・高の3学部で開校しております。

次に、平成16年には北翔養護学校を中・高の2学部で開校するとともに、豊成に関しては、同年に小学部だけの学校としております。

続きまして、平成28年には豊成に中学部を改めて設置するとともに、北翔に小学部を開設し、現在に至っております。

続きまして、現在の札幌市特別支援学校学則の規定でございますが、両校は、開校当初から自力歩行が不能となる重度の肢体不自由と、肢体以外の他の障がい重複する、障がいの程度が最重度と判断されるような児童生徒に対しまして、「学校において教育を行う」という目的のもとで設置された学校であったことから、記載にあるとおり、学則においては、通学に当たり保護者の「常時」付添いを定めてきた経緯にあります。なお、両校における現在の在籍児童生徒数は、資料右側に記載のとおりとなっておりますほか、両校における特徴的な教育や運営体制の具体に関しましては、黄色囲みで示しているとおりでございます。

中でも、保護者の常時付添いに関して、特に関わりの深い事柄としましては、最後のマル印にある医療的ケアの現況でございます。

両校において医療的ケアの必要な児童生徒が39人中29人、割合にして74.4%と高い状況にある中、学校看護師を両校各学部に2名ずつ配置するとともに、教員も一定の条件の下、かくたん吸引等の特定された医療的ケアを実施している状況でございます。

次に、「2 学則見直しの背景」でございます。

本項では、医療的ケア児を取り巻く直近の法的な動きについてまとめておりますが、まず1点目、平成28年4月に、いわゆる「障がい者差別解消法」が施行されました。

次に、平成31年3月に、文部科学省通知である「学校における医療的ケアの今後の対応について」がございまして、同通知におきましては、「保護者の付添いの協力を得ることについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであること」とされております。

最後に、本年9月に、いわゆる「医療的ケア児支援法」が施行となっており、同法では、「学校の設置者は、同法の基本理念にのっとり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有するもの」とされている経過がございます。

続いて、「3 学則見直しに係るアンケート」を御覧ください。

本市におきましては、2で御説明した背景も踏まえつつ、学則改正に向けた具体的な取組を適宜進めてきた経緯がございますが、その取組のひとつといたしまして、保護者及び教職員に対するアンケートを令和元年度及び令和2年度にそれぞれ実施しておりますが、本項では、その結果についてまとめております。

このアンケートにおいては、常時付添いに係る学則の見直しについて、保護者の56%、教職員の38%が「賛成」との回答でありましたが、「どちらとも言えない」との回答が保護者で31%、教職員で42%と比較的高率となりました。

その具体的なコメントとして、保護者からは「付添いが必要かどうかは、個々の子どもの状態などによって違う」、教職員からは「子どもや保護者の安心、教職員の安心が両立できるなら賛成」という意見が挙げられております。これらの意見は、現場における安全・安心がしっかりと確保された上での学則見直しという取組でなければならないということを示唆するものであろうかと考えられます。

以上の経緯、状況等を踏まえ、「4 学則見直しに係る方針及びスケジュール」を御覧ください。

今後の豊成・北翔養護学校における教育に加え、令和4年度以降の保護者付添いと学則の見直しに関して、どのように展開していくかという方針について、スケジュールも含め、まとめております。

まず、緑囲みで示しております、両校における教育の在り方でございますが、「今後も当初からの設置目的である、『障がいの程度が重い児童生徒が学ぶ学校』として、引き続きその役割を發揮していくこと」としております。

そして、保護者の付添いの考え方につきましては、児童生徒の自立を促す観点、保護者の負担軽減の観点等から、まず取り組むこととして、「学則から『常時』の文言を削除」し、その改正学則を令和4年4月1日から施行、適用させることといたしたいと考えます。

一方で、非常に重い程度の障がいのある児童生徒をお預かりする学校であるという実態を踏まえた上で、例えば、新入生の年度当初の医療的ケアの実施ですとか、宿泊的行事における夜間の対応などに関しては、必要に応じて保護者の付添いをお願いしつつ、対象となる児童生徒への適切な支援や付添い軽減等を図っていくための体制について、継続的かつ段階的に実施、整備できるよう、協議、検討を進めてまいりたいと考えます。

以上の方針を踏まえ、今年度の具体的な取組としてまとめたのが、下の赤囲みの部分でございます。6月には、札幌市特別支援教育振興審議会において上記方針に基づく学則の見直しについてお諮りをし、承認いただいたところです。

続く7月には、学校関係者、医療関係者、福祉関係者、そして教育委員会が、両校における学則改正後となる令和4年度の学校運営や、それ以降の付添いの在り方等を協議、検討する場となる「豊成・北翔 医療的ケア児等の保護者付添い軽減検討ワーキング会議」を設置いたしました。

翌8月には、保護者・教職員向け説明会を実施し、今後の方針について説明するとともに、更に9月には、令和4年度体制に係る学校運営体制のシミュレーションを実施しております。

今後、本日の教育委員会議を経た上で、学則改正に係る事務手続を進め、令和4年4月には、学則から「常時」を削除した体制による学校運営を開始させたいと考えているところでございます。

以上を踏まえ、学則改正の具体でございますが、議案書の1ページにお戻りください。

こちらにありますとおり、改正内容といたしましては、学則の別表2にある豊成養護学校及び北翔養護学校項中にある「常時」について削除することとし、具体的には、次のページにある新旧対照表のとおりとすることとしております。

施行日については、令和4年4月1日付けとすることとしております。

改正理由については、豊成養護学校又は北翔養護学校への入学資格を改めることにより、両校の児童又は生徒の通学に当たって保護者の常時の付添いを求めないこととするためとしております。

本議案の説明については、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。豊成、北翔養護学校の学則の改正に係る説明でございました。

何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

○**石井委員** 今回の学則見直しについて、特に異論はございません。

今後、見直しによって柔軟な対応が可能になること、また保護者をはじめ御家族の負担が軽減されることは、歓迎すべきことだと思います。

一方で、支援体制の拡充など、受け入れる学校側としては様々な難しい面、課題が出てくるのではないかと感じているところもあります。

別添の資料に書かれております、6月のワーキング会議ですとか、9月に実施したシミュレーションの実施などを受けて、学校側として見えてきた課題などがあれば、教えていただきたいと思います。

○**学校教育部長** 9月上旬のシミュレーションですけれども、登校時における引継ぎの体制や保護者不在を踏まえた在校時の体制、下校時における福祉事務所等への引継ぎの対応の確認などを行ってきたところでございます。

課題といたしましては、例えば登校時の場面ですと、引継ぎが重なったときにスムーズな対応ができるか不安が残るという意見、あるいは在校時に緊急の対応があったケースでは、今後を考えて、保護者が在校している場合であっても不

在時と同様の対応を行えるように、保護者にも御理解をいただきながら、学校として課題を整理していくことが必要ではないか、という意見がございました。

今回はこういった体制の中でシミュレーションを実施したわけですが、全般的なところとして、シミュレーションの回数を増やしていただきたいという声、子どもの自立や親の子離れにも繋がるほか、想定していなかった問題への備えにもなるという意味で、回数や対象を増やしていただきたいと、そういった声がございました。

成果としましては、特に保護者からですが、在校時の10時から14時に学校を離れることができ、とてもリフレッシュができたという声、子どもの体調に不安がある場合や、学校から付添いを依頼された際には保護者もしっかり対応をし、そうでない場合には学校を離れる、そういう形が自然ではないかというような、学則改正に対して前向きな御意見もございました。

○石井委員 ありがとうございます。シミュレーションの回数を増やしてほしいということで、今後も子どもたちや保護者、学校にとってより良い方向に進んでいくように、引き続きワーキング会議などを実施していただきたいなと思います。

○学校教育部長 はい。ワーキング会議やシミュレーションについて引き続き実施し、4月を迎えたいと思っております。

○道尻委員 別添の3、教職員アンケートの2つ目に「道立校との線引きが難しく、見直しが明確でない」と賛否は言えない」という御意見があったということですが、具体的に懸念されている問題点にはどんなことが考えられるのかということ、またそれに対する対応策について、その辺りの中身が分かれば教えていただきたいと思います。

○学校教育部長 道立校ではいわゆる「常時付添い」を求めているということで、仮に今回「常時」を外した場合に、道立校と豊成、北翔養護学校が同じような体制となったとき、道立と市立の違いが見えなくなるのではないかという不安、つまり、常時付添いを求めることなく、重い障がいのあるお子さんに対して、これまでと同様の教育を提供できるのか、ということかと思いますが、その部分については、改めて、当初の設置目的は変わらないという前提での見直し

だということをしっかりとお伝えし、不安や懸念を解消してまいりたいと考えているところでございます。

○道尻委員 わかりました。ありがとうございます。

○檜田教育長 実際に学校現場の方からは、医療行為と言いますか、看護師の方や先生方にも当然、緊急時にどうするのかという不安があろうかと思えます。

札幌市としては、保健福祉局や子ども未来局と一体となって、医療的ケアの専門医を配置しておりまして、その医師に一人一人の状況を見ていただいたうえで、適宜助言をいただきながら対応しておりますので、そういう意味では、石井委員からありました保護者の不安というのも、少しずつ受け止めながら進めていけるかなというふうに思っております。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり決定させていただきます。

議案第3号については公開しないことといたしますので、傍聴の方は恐縮ですが、退席をお願いいたします。

[傍聴者退席]

以下 非公開

◎議案第3号 議会の議案についての市長への意見の申出について

○檜田教育長 続きまして、議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」です。事務局から説明をお願いします。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の松原でございます。

私から、議案第3号「議会の議案についての市長への意見の申出について」御説明いたします。

本案は、本年11月26日に招集予定の令和3年第4回定例会市議会に札幌市立学校設置条例の一部を改正する条例案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を市長に述べるものでございます。

この条例案の内容は、札幌市立もみじ台中学校と札幌市立もみじ台南中学校の統合に伴う札幌市立もみじ台南中学校の廃止、及び北海道札幌市立豊成養護学校と北海道札幌市立北翔養護学校の名称変更であります。

まず、もみじ台南中学校を廃止する条例改正について、御説明いたします。議案資料の一番後ろに添付している参考資料を御覧ください。

もみじ台中学校ともみじ台南中学校は表の3段目、昭和62年度をピークに生徒数が減少しており、特にもみじ台南中学校においては昭和62年度の913名が、令和3年度で82名ということで、小規模校化の課題が発生していることを受けまして、資料を1枚めくっていただき令和2年12月に保護者、地域の方々、学校関係者で構成する「もみじ台地域学校規模適正化検討委員会」を立ち上げ、検討委員の皆さまに様々な観点から御検討いただきました。

この検討委員会での議論を経て、今年1月19日には「両校を統合し、令和4年4月に開校すること」「統合後の校舎は、近年外部改修工事が行われ、かつ、敷地面積が広いもみじ台中学校の校舎を使用すること」などの意見が盛り込まれた意見書が教育長あてに提出され、1月28日開催の第2回教育委員会会議において、教育委員会として、その意見書の内容を最大限尊重のうえ取組を進めることについて、御了承いただき、これまで、統合に向けた取組を進めてまいりました。

これにより、令和4年4月1日をもって、もみじ台中学校ともみじ台南中学校を統合し、もみじ台南中学校を廃止するものでございます。

なお、統合後の通学区域については、条例案が可決された後、別途お諮りしたいと考えております。

次に、豊成養護学校と北翔養護学校の名称を変更する条例改正について、御説明いたします。

平成19年の学校教育法の一部改正により、従前は、盲学校、聾学校及び養護学校と区別されていた障がいをもつ児童生徒が対象となる学校について、「特別支援学校」という名称に統一されました。

また、改正法の施行において、国からは、公立の特別支援学校の設置根拠となる条例において、当該学校が学校教育法上の特別支援学校として設置されている旨を明確に規定する必要があるとする一方、現に設置されている養護学校等を特定の障がい種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、引き続き「養護学校」等の名称を用いることも可能であるとする考え方が示されました。

この国の考え方を受け、本市においては、改正法の施行後に特別支援学校の名称を新たに定める際には「養護学校」等の名称を用いないこととする一方、既存の養護学校については、名称の変更を行った場合、教育内容の変更や入学の対象となる障がい種別の拡大が行われたとの誤解や混乱を保護者等に与えるおそれがあることから、当分の間、名称の変更を行わないこととしていたところです。

現在、本市の設置する特別支援学校のうち、豊成養護学校及び北翔養護学校において名称の変更が行われていないところですが、先ほど議案第2号で説明を行ったとおり、札幌市立特別支援学校学則の改正に当たり、両校における教育内容や設置目的について、児童生徒の保護者等に説明した際に、本件についても説明を行っており、保護者等に誤解や混乱を与えるおそれはないものと考えております。

これにより、両校とも「養護学校」から「支援学校」に名称を変更するものでございます。

最後に、改正条例の施行期日について御説明いたします。

もみじ台南中学校の廃止につきましては、閉校予定日、豊成養護学校及び北翔養護学校の名称変更につきましては、学則の改正と同時に実施することから、いずれも令和4年4月1日としております。

議案の説明は以上でございます。意見書内容について適当としてよろしいか、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**檜田教育長** ありがとうございます。

ただ今の説明に対する御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

今回の名称変更によって、札幌市に5つある特別支援学校は全て名称が変更されたということによろしいですね。

○学校施設担当部長 はい。そのとおりです。

○檜田教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定させていただきます。

本日予定された議案は以上となりますが、その他、各委員から何かございますか。特によろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○檜田教育長 以上で、令和3年第16回教育委員会会議を終了いたします。